行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-12
許認可等の種類	遊漁規則の設定、変更の認可				
根拠法令条例等· 条項	漁業法第129条第1項、第3項				
許認可等の概要	第5種共同漁業者の遊漁規則の設定、変更の認可 				
審査基準(未設定の場合はその理由)	○漁業法(協漁規則) 第百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の 採舗(以下) 造漁」という。)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道解集知事の認可を受けなければならない。 - 協漁についての制限の部の方法 - 遊漁についての制限の部の方法 - 遊漁をおいての制度の部の方法 - 遊漁をおります。 一 であり、 一 では、 一 であり、 一 では、 一 であり、 一 であり、 一 であり、 一 では、 一 であり、 一 では、 一 で				
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	申請日と委員会開催日の関係で処理期間が決まるため具体化できないが、申請日が決ま れば予想処理期間を示せる。				
期間の制定根拠	_				